

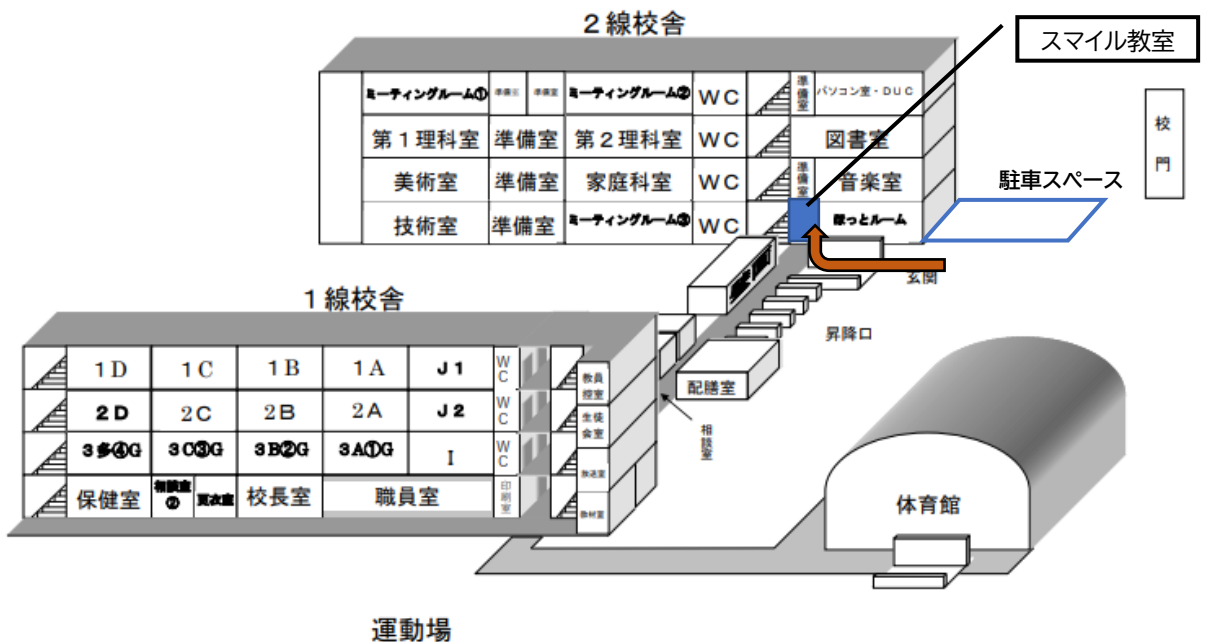
中学校区一貫教育校園 玉野市立荘内中学校

スマイル教室

(通級指導教室)



令和5年度 校舎見取り図



中学校区一貫教育校園

玉野市立荘内中学校



〒706-0143 玉野市木目1373番地

TEL (0863) 71-1049

FAX (0863) 71-1046

Eメール jhs-shonai@ednet.tamano.okayama.jp

荘内中学校のスマイル教室を紹介します。

通級指導教室とは

通常学級に在籍しているけど、学校生活のいろいろな場面で活動に困り感がある生徒に対して、それぞれの特性に応じた自立活動指導を行い、生き生きとした楽しい学校生活を送ることができるよう支援することを目的とした教室です。

通級による指導の対象となる生徒は

玉野市内の中学校の通常の学級に在籍している生徒で、学級での学習におおむね参加できてはいるが、情緒的な面で学校生活にうまく適応できにくい生徒です。
たとえば、こんな状況で悩んでいる生徒です。

- ・集団の中で周囲の生徒と一緒に活動しにくい生徒
- ・落ち着きがなく、学習に集中できにくい生徒
- ・発達がアンバランスで、特定の教科が苦手な生徒
- ・友達とのコミュニケーションをうまくとりにくい生徒
- ・家庭では話せるが、学校や人前では話せない生徒



通級による指導の目指すものは

心理的な安定感を図りながら、自己肯定感の向上を目指します。

生徒の持つ困難さの要因を把握して、その要因の克服へアプローチしていきます。

- ・短期記憶が困難な生徒へは記憶を定着できるようトレーニングに取り組みます。
- ・人間関係づくりが苦手な生徒には、ソーシャルスキルトレーニングで、適切な行動ができるように支援を行います。
- ・感情のコントロールが苦手な生徒には、感情の自己調整を行える力を育成していきます。
- ・通常学級での生活でうまくいかないことがある場合、どうすればいいかを一緒に考えます。

指導時間や方法は

通級による指導時間等は下記のとおりとなります。

- ①通級する時間は、1人あたり週1回50分、または月2回100分を原則としています。
- ②通級の時間は授業時間と同じ扱いとなります。欠課や早退等にはなりません。特別な教育課程を在籍校が編成し、通級による指導によって行えなくなる教科指導内容の補充は、各在籍校で行っていきます。ただし、補充学習実施は困難ですので、別課題提示や学習内容の伝授等で対応していきます。
- ③市内全体の中学校が対象ですので、放課後指導も行いますが、曜日や時間については希望に沿えない場合もあります。



他校からの通級生徒の受け入れは

通級による指導の対象生徒は、市内の中学校に在籍する生徒です。
しかしながら、通級指導担当教員は1名のみですので、実施については、状況に応じて検討していきます。

- ①指導実施場所は、荘内中学校の通級指導教室が原則です。
- ②中学校における通級指導教室は、荘内中のみを設置されているため、サテライト教室として、他の中学校への出前通級指導も実施することもあります。

【サテライト教室とは】

荘内中学校に通級することの時間的な負担を軽減するために、「市内の中学校にサテライト教室」を設置し、通級による指導を行うこともあります。荘内中学校の通級指導担当者が週1日程度、サテライト校に赴いて指導にあたります。実施サテライト校は、毎年検討することとしています。

例えば、市内東部の中学校からの通級指導希望者が数名いた場合、宇野中学校をサテライト校として、宇野中学校に来ていただき、そこで出張してきた荘内中学校通級担当教員が指導を行うというものです。

対象年度希望生徒の総数や在籍校の位置等、様々な要因で対応できる状況は変化しますので、保護者の方や対象生徒の負担に極力ならないように、よりベターな指導体制をその都度、検討していきます。

通級による指導で行う内容は

中学校における通級による指導は、個別指導とグループ指導の形態があります。

①個別指導(1対1)

一人ひとりの生徒の発達段階に合わせた自立課題などに取り組みます。
必要に応じて心理的な支援などを行います。

②グループ指導(生徒2人、または小グループ)

ゲームや授業形態活動、話し合い活動などを小グループで行うことにより、コミュニケーションのとり方や社会性を高めます。

③在籍学級担任との連携

生徒の実態や指導の方針について、「通級ファイル」や懇談等で保護者や在籍校の先生と情報交換を行います。また、必要に応じて専門機関の助言を受けるようにします。通常学級に在籍しているけど、学校生活のいろいろな場面で適応ができにくい生徒に対して、それぞれの特性に応じた自立活動指導を行い、生き生きとした楽しい学校生活を送ることができるよう支援します。



通級による指導の留意点

通級による指導の実施は、特別支援学級に在籍する程度ではないものの、通常学級の個別支援だけでは、学校生活における生活・学習上の活動に困り感のある生徒に対して行われる特別な教育課程の編成によって行われる特別な支援です。

様々な留意点を理解していただき、そのうえで必要であると判断される生徒に行われます。

①自校内通級指導では、週1時間もしくは月2回程度、1時間分の通常学級における授業を受けず通級による指導を受けることになります。

補充学習の時間を設けることはできませんが、未実施授業の内容の伝授を工夫していきます。

②他校通級実施では、移動時間も含めて、在籍学級で行われる授業時間のうち履修できない時間がどの程度になるかを検討していく必要があります。

例えば、次のようになる可能性があることをご理解ください。

- ・通級実施希望生徒の数が多く、サテライト校の設置ができない場合は、最大週3時間程度から月2回6時間程度の在籍校での授業を抜けるという特別な教育課程の中で実施していく必要があります。
- ・サテライト校実施が可能となる状況であれば、自校通級実施と同様の週1時間程度から月4時間程度の授業を抜けることで収まる可能性もあります。
- ・他校生徒を優先して、例えば6時間目への通級指導設定や放課後の時間設定が可能な場合は、授業を抜ける時間が軽減されますが、対応可能かどうかは、希望者数の状況等により、毎年異なります。

③授業を抜ける時間の設定と生徒の困難さの状況を総合的に検討して、通級による指導の実施形態等を慎重に計画していく必要があります。



関係する教職員全員で支援を

通級による指導の担当教員が、担任や教科の担当等と、定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりするなどして、学校全体で連携して支援します。

荘内中以外の中学校からの通級生徒についても同様に情報共有を図りながら適切な学校内支援を推進します。

①学習指導要領では、通級指導教室で学習する児童生徒について、個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成することが示されています。保護者の方の意見も聞きながら、各支援計画を作成していきます。

②最終的には、全ての学習を通常の学級で行うことができるように、各場面に応じた適切な支援を、校内で組織的に行うことが大切です。定期的に会議を開いて支援のPDCAサイクルを進めます。

通級による指導を受けるためには

通級による指導を受けるための手続きは次のとおりです。

- ①在籍校の先生に相談します。
- ②荘内中の通級指導教室に連絡し、教育相談を受けます。
- ③ニーズ等の合意形成ができれば、専門医に診断を得るようにします。
- ④学校から玉野市教育委員会へ特別支援教育支援委員会への判定資料を提出します。

ここで、判定のための必要資料として「1年以内の診断書」が必要になります。

玉野市の特別支援教育支援委員会は、毎年11月初めに開催されますので、10月末までに診断書の提出が必要になります。

★年度途中にどうしても通級による指導をはじめたい場合、8月、2月に臨時の支援委員会を開催していただくことも可能ですので、ご相談ください。

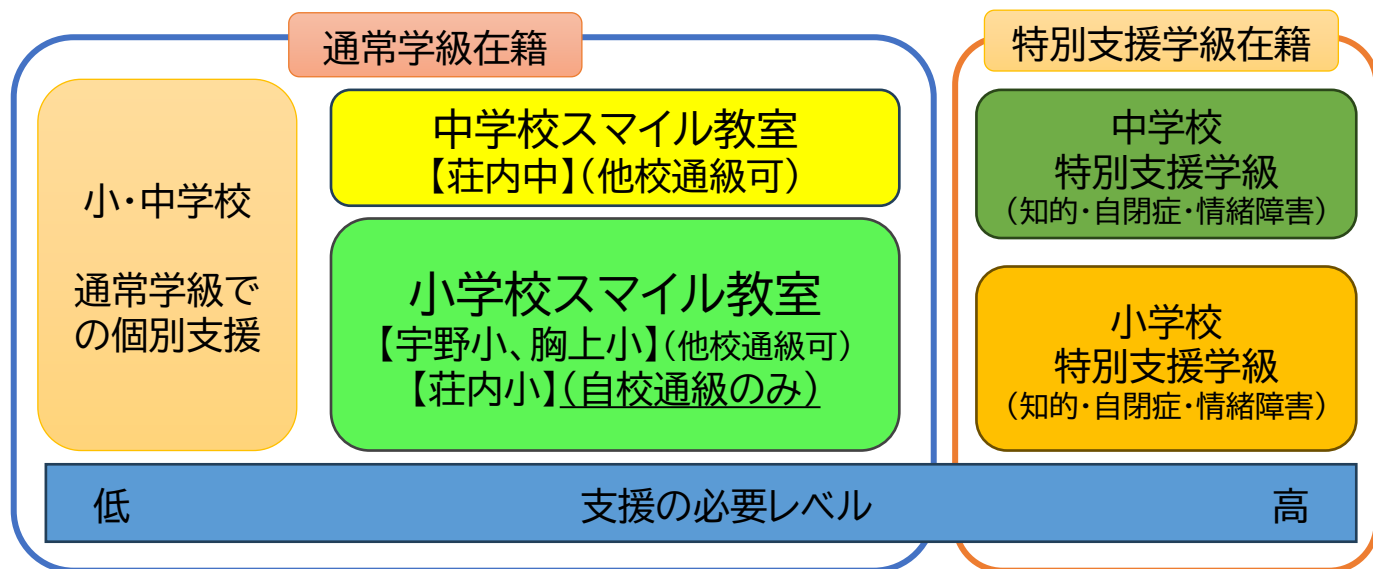
- ⑤通級による指導の判定が出たら、通級による指導を受けることができます。



荘内中学校に通級指導教室が設置されました

玉野市内での適切な教育支援を推進するため、市内で初めて、中学校での通級指導教室が荘内中学校に設置されました。これにより、市内の多様な学びの場は次のとおり整備されました。発達障害等の様々な事由により、個別支援が必要な場合、市の特別支援教育支援委員会に申し出て、お子様の状況に応じた就学の場を決定していきます。

特に、中学校入学時に特別支援学級から通常学級へ転籍される児童、現在小学校で通級による指導を受けている児童等の保護者の方はご注意ください。



荘内中学校スマイル教室は、他の中学校の生徒も対象とします。また、在籍校への出前指導(サテライト教室)も計画しています。各小学校スマイル教室は出前指導は行いません。

◎玉野市では通級指導教室のことを「スマイル教室」と名付けています。

通級指導教室とは、通常学級に在籍している児童生徒が、生活上の困難さを克服するために、教室に通い、自立活動等の専門的支援を受ける場です。特別支援学級に在籍する生徒は利用できません。

こんな生徒が通級による指導を受けます。

- 集団への適応や学習への取組等に困難さがある児童生徒
(特別支援学級から通常学級に転籍するが、通級による個別支援が必要な生徒も含まれます。)
- 人間関係づくり等がうまくいかず、精神的に悩みをつのらせている生徒

まずは教育相談を申し込んでください。

通級指導教室の利用には、市の特別支援教育支援委員会(11月開催)への1年以内の医療機関による診断書の提出が必要になります。まずは、在籍校の先生と相談し、荘内中学校での教育相談を受けてください。

●「通級指導を週何時間行うか」「何曜日になるのか」「出張指導をしてくれるのか」等は、通級児の総数や、在籍校の場所等で計画していきますので、すぐには決定できません。

その他、送迎の問題等、細かな話し合いは、教育相談時にお願いします。

診断書準備等の期間も必要ですので、早めに御相談ください。



荘内中学校: ☎0863-71-1049